

令和3年那審第19号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年5月23日20時00分

沖縄県池間島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.7トン

登 録 長 10.30メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 147キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を設けたFRP製モーターボートで、操舵室前面右側に操舵輪を、その前方上部にGPSプロッターを、同室前面左側に魚群探知機を、同室右舷窓側に椅子をそれぞれ備え、a受審人ほか1人が乗り組み、回航の目的で、船首0.7メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、令和3年5月17日10時00分鹿児島県面縄港を発し、途中、沖縄県仲里漁港等で停泊する予定で、同県荷川取漁港に向かった。

ところで、Aの航行区域は、限定近海区域で、漁ろうをする間は、本邦の海岸から100海里以内の水域に限るとされていたものの、漁ろう以外のことをする間は、鹿児島県与論島西端から330度に引いた線及び同島赤埼から90度に引いた線以北の水域であって、同県奄美群島の各海岸から20海里以内の水域に限るとされていた。

また、a受審人は、家業である漁業を長年手伝い、一本釣り漁等に従事していたことから、平素、沖縄県宮古島及び池間島周辺海域を航行しており、同海域に拡張するさんご礁等の浅所の存在は承知していた。

a受審人は、越えて23日仲里漁港を発し、19時01分池間島灯台から347度（真方位、以下同じ。）7.4海里の地点で、針路を184度に定めて自動操舵とし、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、操舵室内の椅子に腰掛けた姿勢で進行した。

a受審人は、船首方に停泊灯を表示した船舶を認めたので、19時39分半僅か過ぎ池間島灯台から316度2.9海里の地点で、針路を154度に転じて続航し、19時55分池間島灯台から282度1.1海里の地点に至ったとき、池間島西方沖合に拡張するさんご礁（以下「池間島さんご礁」という。）まで1,230メートルとなり、同さん

ご礁に向かって進行する状況であったが、平素航行している海域なので、GPSプロッターで確認する必要もないと思い、GPSプロッターを見るなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、その後も池間島さんご礁に向首続航し、20時00分池間島灯台から246度1,620メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同さんご礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の南風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、プロペラ翼及び舵板に曲損並びに船底外板に破口を伴う擦過傷を生じた。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、池間島西方沖合において、荷川取漁港に向かって航行する際、船位の確認が不十分で、池間島さんご礁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、池間島西方沖合において、荷川取漁港に向かって航行する場合、池間島さんご礁の存在を承知していたのだから、乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを見るなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素航行している海域なので、GPSプロッターで確認する必要もないと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、池間島さんご礁に向首進行している状況に気付かず、同さんご礁に乗り揚げる事態を招き、船体等に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月24日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大 北 直 明